



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

株 式 会 社 自 然 堂  
代表取締役社長 新 川 隆 文  
( JASDAQ コード : 2 3 4 0 )  
問合せ先 管理本部長 松 本 俊 二  
( TEL . 03 - 5275 - 0580 )

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 . 職務執行の基本方針

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、すべての役社員が、職務を執行するに当たっての基本方針を以下の通りとしております。

- ( 1 ) 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
- ( 2 ) あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
- ( 3 ) 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
- ( 4 ) 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
- ( 5 ) ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社は、この経営理念及び基本方針のもと、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

また、当社は、今後とも内外環境の変化に応じて、より一層適切な内部統制

システムを整備してまいります。

## 2．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めてきたが、今後、さらに徹底する。

また、定期的に行われる取締役会、執行役員会及び部長会など各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認する。取締役会には顧問弁護士が出席し、意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止する。

さらに、管理本部内にコンプライアンス室を設置し、全社的な法令遵守の推進にあたる。

## 3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理する。

また、取締役社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理する。

## 4．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、定期的に行われる各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、各部門及び各店舗においては現在制定している規程・マニュアル等に基づき、企業危機の未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んできたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行う。

また、当社事業の特性上重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施する。

## 5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。

また、取締役会の下に、社長が議長を務める執行役員会を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行う。

決定された業務の執行状況は、取締役または執行役員が取締役会・執行役員会などにおいて適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査する。

## **6．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、連結対象子会社においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行う。

また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築する。

## **7．監査役の職務を補助する使用人について**

現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人を設置していないが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努める。

## **8．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していないので、独立性に関する事項の定めは設けないが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとするなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とする。

## **9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

取締役会、執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行う。

#### 10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

代表取締役をはじめ執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

以上